

苫小牧市テクノセンター条例の一部改正（使用料及び手数料の設定）について

1. 趣旨

令和3年1月1日から、苫小牧市テクノセンターに超微細四次元 X 線 CT 解析装置及び可搬型蛍光 X 線分析装置を導入することに伴い、苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正するものです。

なお、条例の施行は、令和3年1月1日を予定しています。

2. 根拠法令

地方自治法第228条の規定により使用料及び手数料は、条例で定めることとされています。

3. 導入する装置

(1) 超微細四次元 X 線 CT 解析装置(新規導入)

超微細四次元 X 線 CT 解析装置は、測定品の超微細な内部構造を非破壊で観察できる X 線 CT 装置であり、測定対象物に熱や力をかけ、それによる時間的変化の観察も可能です。

(2) 可搬型蛍光 X 線分析装置(新規導入)

可搬型蛍光 X 線分析装置は、マグネシウム(Mg)からウラン(U)までの元素の測定が可能で、サンプルの大きさに左右されずに分析を行うことができます。

4. 使用料及び手数料について

(1) 超微細四次元 X 線 CT 解析装置の使用料及び手数料を、次のとおり設定します。

・使用料(1時間あたり) 3,100 円※

・手数料(1時間あたり) 5,900 円※

※使用料、手数料のうち、1時間あたり 1,200 円を、テクノセンターの機器整備を目的とした基金への積立金とします。

(2) 可搬型蛍光 X 線分析装置の使用料を、次のとおり設定します。

・使用料(1時間あたり) 2,300 円

5. 導入装置の使用料及び手数料の算出根拠

導入する機器の使用料及び手数料は、次のとおり設定します。

(1) 超微細四次元 X 線 CT 解析装置

所定の方法(テクノセンターの機器整備を目的とした基金への積立金、保守関連費用、消耗品費、動力費、機器操作に係る人件費等の合算)により算出しております。

(2) 可搬型蛍光 X 線分析装置

所定の方法(減価償却費、動力費、指導に係る人件費等の合算)により算出しております。